

日作協発 第 41 号
2014 年 5 月 1 日

厚生労働省
医政局長 原 徳 壽 様
医事課長 北 澤 潤 様

一般社団法人 日本作業療法士協会
会 長 中 村 春 基

作業療法士の名称の使用等について（要望）

介護予防事業等において、理学療法士の名称を使用することの可否や医師の指示の要否について、現場の解釈に混乱がある実態に鑑み、平成 25 年 11 月 27 日に医政医発 1127 第 3 号「理学療法士の名称の使用等について（通知）」が発令されました。

理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）で定められている作業療法士においても同様の問題が現場で起こっております。

作業療法士は、介護予防事業や地域支援事業あるいは大規模災害時の被災者支援事業等において、作業療法の知見と技術を活かした生活機能向上支援、環境調整の指導等を行っている実態があり（資料 1 参照）、ますますそのニーズが高まることが予想されます。

このような状況に鑑み、理学療法士同様に作業療法士の名称の使用等について、貴省発出の通知文書に下記の事項を明記して周知を図っていただきますよう、宜しくお願いいたします。

記

1. 作業療法士が、介護予防事業・地域支援事業等において、身体又は精神に障害のない者及び障害をもつおそれがある者に対する生活機能向上支援・環境調整の指導等、診療の補助に該当しない範囲の地域保健・福祉事業に関する業務を行うことがある。このような業務も作業療法に含まれるものであることから、「作業療法士」という名称を使用することは何ら問題ないこと。
2. また、このような診療の補助に該当しない範囲の地域保健・福祉事業に関する業務を行うときは、医師の指示は不要であること。

以上